

藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部改正について
藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部を次のように改正する。

2025年（令和7年）2月13日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部を改正する条例
藤沢市秩父宮記念体育館条例（平成8年藤沢市条例第24号）の一部を次のよう
に改正する。

第6条第4項を次のように改める。

4 第2条の施設のうちトレーニング室の利用料金の支払いは、規則で定める回数
券又は定期券の購入をもって行うことができる。この場合における利用料金の額
は、次の各号に掲げる券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 回数券 前項の規定により定めるトレーニング室の利用料金の額の10パー
セントに相当する額を下回らない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得
て、指定管理者が定める額を割り引いた額

(2) 定期券 1月につき前項の規定により定めるトレーニング室の利用料金の額
に10を乗じて得た額を上回らない範囲内において、あらかじめ市長の承認を
得て、指定管理者が定める額

第6条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

2 藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和6年藤沢市条例
第42号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「、第 3 項及び第 5 項」を「及び第 3 項」に改める。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市秩父宮記念体育館のトレーニング室の利用料金について、定期利用の料金を導入することに伴い、所要の改正をする必要による。